

embuddy購入規約

申込者は、次に定める事項に同意し、本デバイスを購入するものとします。なお、本「embuddy購入規約」(以下「本購入規約」という。)において別段の定めがない限り、本購入規約の用語は、当社が別途定める「embuddy利用規約」(以下「本利用規約」という。)の用語と同じ意味を有するものとします。

第1条(会員)

1 申込者は、本デバイスを購入するにあたり、本利用規約の規定に従い会員登録を行います。なお、本サービスの利用に関する条件等は、本購入規約で定めるほか、本利用規約で定めるものとし、本サービスは本利用規約の定めに従って別途成立する利用契約に基づき会員に対して提供されるものとします。

2 当社は、申込者が前項の会員登録を行い利用契約が成立することを条件に、本デバイスを、本購入規約の定めに従って申込者に対して販売します。

第2条(対価)

1 会員は、別途当社が定め、会員が承諾した本デバイス料金及び送料他諸経費(以下「本デバイス料金等」という。)を、当社が指定する支払方法で当社に支払うものとします。

2 本デバイス料金等の支払方法は、クレジットカード払いとします。

3 会員は、前項の本デバイス料金等の支払いを、当社が指定する決済代行業者を通じて行うこと及び同者が定める条件に従うことに同意します。

第3条(売買契約)

当社は、前条の決済が完了した場合には、その旨を申込者に通知します。かかる通知により、本デバイスの売買契約が会員と当社の間で成立します。

第4条(本デバイスの所有権及び危険負担)

1 本デバイスの所有権は、本デバイスの引渡しの時点より会員に移転します。

2 本デバイスの引渡し前に生じた本デバイスの一部又は全部の滅失又は損傷は、会員の責に帰すべきもの(会員が合理的な理由なく本デバイスの引渡しを拒絶した場合を含む。)を除き、当社の負担とし、本デバイスの引渡し後に生じた本デバイスの一部又は全部の滅失又は損傷は、当社の責に帰すべきものを除き、会員の負担とします。

第5条(保証)

1 当社は会員より、本デバイスの引渡し日より30日以内に、破損や不具合等の本デバイスの初期不良その他の当社が別途定めるembuddy返品規約(以下「返品規約」という。)で規定する返品の条件に該当する本デバイスの種類、品質又は数量に関する本購入規約への不適合(以下「不適合」という。)が発見された場合で、当該期間内に会員より当社に申し出があった場合に限り、無料で、修理又は代替品との交換その他の当社の裁量で選択する合理的な措置(以下「履行追完」という。)を実施します。

2 当社は会員より、前項の不適合に該当しない本デバイスの破損や不具合等又は本デバイス到着日より30日を経過した後の破損や不具合の申し出があった場合には、当社は本デバイスの故障又は不具合等の原因及び事象を調査し、当社が修理等の対応が可能であるかの判断を行います。会員は、当社が修理等の対応が可能であると判断した場合で、当社の判断及び当社の提案する対応により、修理等を希望する場合には、当社は有料にて修理等の対応を行います。

3 第1項の配送料は当社が負担し、前項の配送料は会員の負担とします。

4 本購入規約に定めるほか、本デバイスの返品に関する事項は、返品規約で定めるものとします。

5 本条は、本デバイスの不適合に関する全ての責任を規定したものであり、当社は本条に定めるほか、本デバイスの不適合に関して一切の責任を負わないものとします(但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。)

第6条(禁止事項)

- 1 会員は、本デバイスに対し、改造・分解等変更を加えてはならないものとします。当該変更を加えた場合は、第5条の保証の規定は適用されず、当社は、履行追完等を行わないものとします。
- 2 会員は、当社による事前の承諾を得ず、本デバイスを第三者に対して譲渡その他の処分をしてはならないものとします。

第7条(免責)

本購入規約において別段の定めがある場合を除き、本購入規約に関する当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、また、当社の賠償責任は、本購入規約に基づき会員から現実に受領した本デバイス料金の額を上限とします。

第8条(権利の譲渡等の禁止)

会員は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本購入規約上の地位を第三者に移転し、本購入規約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供し、又は、本購入規約に基づく義務の全部若しくは一部を第三者に引き受けさせてはなりません。

第9条(契約の解除及び損害賠償)

会員が本購入規約及び本利用規約の条項の一に違反した場合又は本利用規約で定める利用契約の解除事由に該当する場合には、当社は催告することなく、本デバイスの手配の停止、第2条の売買契約の解除その他の合理的に必要な措置を実施することができるものとします。この場合において、当社が損害を被ったときは、会員に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第10条(協議条項)

本購入規約について両当事者間に疑義が生じたときは、両当事者で協議の上、これを解決するものとします。

第11条(専属的合意管轄裁判所)

本購入規約について両当事者間に訴訟が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。